**３　会財政の現状と課題**

**（１）はじめに**

　　　会財政は、弁護士自治を財政面から支えるものである。

**（２）東弁の会計システム**

　　　当会の会計は、一般会計と5つの特別会計（法律相談事業等特別会計・人権救済基金特別会計・会館特別会計・公設事務所運営基金特別会計・住宅紛争特別会計）から成り立っており、一般会計と各特別会計との間で繰り入れ・繰り出し（資金の移動）が可能であり、また固定資産たる特定資産の取り崩しは一般会計に組み込まれることになっている。

　　　したがって、当会の財務状況は、単に1つの会計を捉えただけでは正しく把握できず、特別会計を含めた財産全体の変動、特定資産の状況にも注視しなければならない。

**（３）東弁の財政状況**

**①**　財産目録総括表によると、当会の正味財産は次のとおり推移している。

　　●正味財産期末残高の推移 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 11,510,567,648 | 11,555,185,637 | 11,589,006,342 | 11,564,826,835 | 11,652,477,355 |
| 前年度比 | 44,617,989 | 33,820,705 | △24,179,507 | 87,650,520 |

　　　　正味財産のうち現金預貯金の残高（特定資産を含む）は次のとおり推移している。

　　●現金預貯金の残高（特定資産を含む）の推移 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 7,172,304,279 | 7,212,411,969 | 7,464,716,186 | 7,689,617,603 | 7,907,956,752 |
| 前年度比 | 40,107,690 | 252,304,217 | 224,901,417 | 218,339,149 |

　　　　上記のとおり、現金預貯金残高をみる限り、弁護士会には約79億円の使用可能な財源があるように見えるが、いうまでもなく建物や設備造作、あるいは無形固定資産（ソフトウェア）は耐用年数に限りがあってそのための備蓄が必要であるから、現金預貯金の全てが事業に用いることが可能な財産と捉えることはできない。

**②**　一方、事業内容にかかわりなく増加する、いわば自然増ともいうべき会費収入は、2010（平成22）年度以降毎年約5000万円ないし7000万円程度増加している。正味財産の推移と対比すると、会費収入の増加、管理費の減少（退職給付支出の減少）及び減価償却費の減少（ＯＡ刷新による業務システムの2008（平成20）年度完成分の耐用年数の経過）により、正味財産は会費収入の増加額以上に増加している。しかしながら、退職給付支出の金額は退職者の有無に左右され、年度により大きく異なることから、単年度の正味財産の増減もさることながら、中長期的な支出を把握し、将来の役員がその時々で必要な政策を躊躇なく執行できるよう、十分な資産の確保が必要となる。

**（４）会財政の課題**

**①　評価の視点**

　　　　弁護士会の財務をマクロの視点でみるとき、中長期的に必要な備蓄をどう考えるかが重要である。これに属するのが特定資産と修繕積立金であり、いずれも将来に備えるものであるが、これを重視すれば財務の規律が求められる。しかし、これを寛容にみるときは、東弁の会計処理上、特に会館修繕積立特別会計からの財産の拠出によって容易に短期的に必要な事業に充てられる構造になっているから、特に近年の財務の状況はこの視点から見ていく必要がある。

**②　一般会計について**

　　　　一般会計の収入としては、会員数の増加による会費収入の増加が収支の改善に寄与している。会員数の増加は今後もある程度見込まれるものの、会費負担の重さから会費値下げを求める声も検討課題となっていることから、必ずしも会費収入の増加に過度の期待は持てない。また、破産管財人等の納付金（2014（平成26）年度は約6600万円）を2015（平成27）年度事件終了分から廃止したことから、一般会計の収入の減少要因も存する。

　　　　支出としては、管理費、特に当会では人件費の負担が多い。ここ2、3年行われている残業代削減のための方策はその効果が出ているが、人件費の削減は今後も引き続き行う必要がある。なお、職員退職給付引当金の問題とともに、東日本大震災のような緊急事態の場合、会費の納入がない事態も考慮した人件費の手当も考えておく必要があろう。また、OA刷新については、2011（平成23）年度をもって一応の完成を見たが、多額の支出を要する事業であったことから、耐用年数経過後のシステムの更新等について長期的視野に立って、必要な資金を事業準備積立金として確保しておく必要がある。

　　　　2010（平成22）年11月30日の臨時総会で、一般会計の収支を改善するために、一般会計から会館維持管理会計への繰出金支出を7年間を上限として停止する決議をした。2018（平成30）年度までには会館維持管理会計への繰出が再開されるが、少なくとも同会計への繰出額1億6000万円程度は次期繰越収支差額が増加するよう健全化されていなければならないことを踏まえると、単年度ごとの執行部が連係して、長期にわたる資金繰上の課題を克服しているか否かについてのチェック体制を整備する必要がある。

**③　法律相談事業について**

　　　　法律相談特別会計については、この数年の収支の悪化がきわめて顕著である。すなわち、一般会計からの繰入金と一般会計への繰出金の差額は、2008（平成20）年度は1億1595万7824円、2009（平成21）年度は6438万4519円、2010（平成22）年度は1918万0721円、2011（平成23）年度は547万7309円の黒字であったが、2012（平成24）年度は▲3146万4553円、2013（平成25）年度は▲5443万2758円、2014（平成26）年度は▲5945万6459円と赤字が増大している。

　　　　法律相談事業は、その収支の結果にかかわらず、弁護士に対してアクセス障害のある市民や中小企業等に対して法的支援をすることのほか、会員に対して事件受任の機会を提供することや、若手会員に実務経験を得させることなどの意義があるものであるが、巨額の赤字の存在は単に当会の財政を悪化させるだけでなく、当会の他の事業の実施に悪影響を及ぼす危険もある。そのため、前年度には、臨時総会にて承認された法律相談事業に関する基本方針に基づき、法律相談事業改革プロジェクトチームの設置や法律相談事業における納付金の特例に関する規則（納付金の10％から15％への引き上げ）が制定されたことから、今後も引き続き、法律相談事業の収支を改善するため、時機を失することなく的確・適切な改革を実行し、法律相談事業の目的や機能を踏まえながら、法律相談センターの廃止・移転・統合等を含めた法律相談センターの在り方を含めた検討を行うことが必要である。

**④　人権救済基金特別会計について**

　　　　本会計は、ⅰ）法律援助事業、ⅱ）刑事弁護及び子どもの人権に関する事業、ⅲ）被拘禁者の人権その他人権救済事業の3事業であるが、3事業のいずれについても黒字化を想定することが困難であるが、財政的見地から、一般会計からの繰入金（2014（平成26）年度は1億1800万円）をどのようにしていくかを考えていく必要があり、そのためにこの事業の収支について検討する必要がある。

**⑤　会館について**

　　　　会館維持管理会計は2010（平成22）年における臨時総会決議により、一般会計からの繰入金を7年間止めることができることとなり、その補填として、毎年、会館修繕積立金会計から2億円を限度として会館維持管理会計に繰り入れることになった。会館修繕積立金会計は、本来会館の大規模修繕等のために積み立てられる資金である。2014（平成26）年度決算における次期繰越収支差額は52億9893万5858円で、その額を見る限り十分なようにも思われるが、そもそも現会館も減価償却によりその資産価値が目減りしていること、来年度に予定されている大規模修繕（なお、東弁では20億円程度の支出と予想されている。）の他、会員数増加による会館スペースの確保の問題があること等からすると、同積立金を会館の維持管理に流用することは望ましいことではなく、なるべく短期間のうちにそのような事態を解消すべきである。

　　　　他方、会館維持管理会計は、前記のとおり、一般会計からの繰入を停止し、会館修繕積立金会計から繰り入れて対処していることもあり、繰越金は2013（平成25）年度5億3430万8674円から2014（平成26）年度5億5044万1636円と1613万2962円の増加となったが、今後とも更なる収支の改善を図る必要がある。その他、今後の会館敷地使用料の増額請求の問題も予断を許さない状態であることも考慮に入れるべきである。

**⑥　公設事務所について**

　　　　公設事務所については、刑事弁護態勢の強化、地域の法的需要への対応等その存在意義は重要なものがある。しかしながら、その経済的支援については適正なものであるべきである。

　　　　公設事務所特別会計に対しては、2014（平成26）年度は一般会計から2000万円の繰出金を支出している。公設事務所については、任期が2年となっており、人の入れ替えが激しい一方、所長等の人事が難航している関係から、各年度で入所弁護士支援金の支給対象弁護士が何人出るか不明で、年度により予期しない多額の支出が生じる恐れがある。また、公設事務所全体に対する長期貸付金残高が2014（平成26）年度決算で8500万円弱あるが、事務所経営を支える所長が頻繁に代わることから事務所の経営が安定化していないため、今後も長期貸付金が増加する恐れがある。更に、貸付金の返済については返済時期が到来した時点の法人の社員が責任を負うことになる問題もある。2013（平成25）年度に新たに外国人法律相談に特化して、東京パブリック法律事務所三田支所が設立されたが、公設事務所については、その利益が直ちに東弁に還元することはないのであるから、新たな公設事務所の設置などについてはそれに伴う東弁財政への負担の程度の検証を慎重に行うべきである。

公設事務所については、それぞれの存在意義を明確にするとともに、会への財政的な負担を考えれば、今後、公設事務所の経営の安定化を図る他、公設事務所の設置の目的を実現できる他の方法の有無や公設事務所への貸付については公設事務所運営特別委員会だけでなく財務委員会の承認を必要とする規則改正などについても検討すべきである。

**（５）最後に**

　　　財政の健全化のためには、会員間の情報共有化をはかり、財政を透明化するよう理事者の説明責任が果たされるべきであることはいうまでもない。そのためには、当会は以下の点を提言する。

**①**　地方公共団体が行っているのと同じ様に、年2回会員ホームページやメールマガジンなどの方法で、東弁の財政状況を分かりやすく図又は表にして会員に開示する。

**②**　事業計画に基づいた予算編成ができるように、次年度執行部の事業計画・予算編成会議を選挙後すぐに始め、赤字予算が常態化する悪弊を脱するべきである。2014（平成26）年度決算では、一般会計での黒字額は約2億0578万円となり、次期繰越収支差額は約14億円である。従って、少なくとも予備費を控除した形においては、黒字である予算案の策定は十分に可能であろう。

**③**　定期総会の予算・決算で充実した審議ができるように、事前に質問書を理事者に送付して、理事者が総会当日に的確に回答できるようにする事前質問告知制度も検討されるべきである。